

平成 26 年度墨田区一般会計予算に関する付帯決議

1. すみだ環境ふれあい館について

(1) 議会報告について

すみだ環境ふれあい館については、3階、4階の利用方法が定まらない中で、ランニングコストの計算もなく予算を提案してくることは、公共施設マネジメントという概念からは大きく乖離し、厳しく糾弾されるべきことである。

その観点から、すみだ環境ふれあい館については、そもそも審議に値するものではなく、改めて新計画の下で区議会に報告を求める。

(2) 執行凍結について

上記について議会の理解を得られるまで、区長において執行凍結を求める。

2. すみだ北斎美術館について

(1) 寄付金について

そもそも、すみだ北斎美術館の建設には、区民の中にもまた区議会の中にも賛否両論があり、財政負担への影響を最小限にするために私たちは寄付金を集めることを求めた。このことを区長は重く受け止めるべきである。

この観点から、区長が区議会で言明した、すみだ北斎美術館建設に当たっての5億円の寄付金を、開館までに行うよう求める。同時にこの5億円の寄付金について、今定例会中に、区長は歳入補正する補正予算案を提出することを求める。

また、①寄付金の募集及び応募件数、②実際の収納状況について、平成26年度から開館まで、各月別に定例会ごとに区議会に報告することを求める。

寄付金5億円の根拠は、いまだ漠たるものとなっており、苦渋の決断で予算案には賛成するものの、平成26年第2回定例会までに、①寄付金募集の主体となる寄付金募集委員会の構成員、②寄付金募集に当たっての月別目標額、③募集対象者等、を明記した事業計画を区議会に提出することを求める。

(2) 運営計画について

年間入館者数や経済波及効果の推計となる根拠が極めて漠たるものとなっている。平成26年度中に、付帯決議に賛成した各党派と相談の上、管理運営の方法や開館後50年先を踏まえた維持改修計画を含めた、より精緻化された運営計画を提出することを求める。この提出に当たっては、その状況報告を随時、各定例会へ行うことを求める。

併せて、今予算特別委員会の中で区長側から指定管理料1億円以内という数字が出されたが、そもそも管理運営についての方向性は区議会と一致をみていないことを確認する。管理運営がいずれの方向としても、年間運営費は1億円という指標を遵守することを求める。

これらを踏まえ、運営に当たってはこの運営費及び年間維持費を入館料収入や寄付金で集めることを求め、区費負担の大幅な軽減を行うことを求める。

(3) すみだ北斎美術館を中心としたまちづくり計画について

本来、すみだ北斎美術館は、区民の理解を得て区民が求める形でつくられるべき施設である。残念ながら、このことは達成されておらず、区民からは懸念の声があることも事実である。これはひとえに、区長の責任が問われなければならない。

すみだ北斎美術館はその建設自体が目的なのではなく、①地域経済を含めた区全体への波及効果、②両国観光まちづくりグランドデザインを含めた両国から錦糸町に至るエリアのまちづくり計画、を踏まえた計画とすべきである。これについては、①経済波及効果（北斎作品の著作権に関する区内業者への貸出状況及びこれを商品化したことによる売上高の把握を含む）、②まちづくりの具体的なプラン、をまず平成26年第2回定例会に提示することを求め、必要に応じて、定例会ごとに区議会に報告することを求めていく。

以上、決議する。